

参考資料5-1 再発性の失神（ペースメーカー植え込み後）用

【診断書記載要領】 ※ 診断書と一緒に医師の方に渡してください。

2 医学的判断

- 病名
- 総合所見（現病歴、現在症、重症度、治療経過、治療状況など）

〈病名〉

- 病気とは認められない旨の診断である場合には、「〇〇の症状（状態像）があるが、病気とは認められない。」等と記載する。

〈総合所見〉

- 3の意見を導く根拠となる症状や経過、各種検査結果等を具体的に記載する。

3 現時点での病状（改善の見込み等）についての意見

(1) ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失ったことがある者である場合

- ア 植え込み後、意識を失ったのは、（ ）が原因であるが、この原因については治療により回復したため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。
 - イ 植え込み後、意識を失ったのは、ペースメーカーの故障が原因であるが、修理により改善されたため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。
 - ウ 植え込み後、意識を失ったのは、（ ）が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。
 - エ 植え込み後、意識を失ったのは、（ ）が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、今後、（ ）年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。
 - オ 6か月（ ）か月以内に上記アからエのいずれかと診断できることが見込まれる。
- ※ 6か月より短い期間で診断できる見込みがある場合は、（ ）内に1～5の整数を記載してください(以下同じ。)
- カ 上記アからオのいずれにも該当しない。

(2) ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失った者でない場合

- ア 発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。
- イ 今後（ ）年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。
- ウ 6か月（ ）か月以内に上記ア又はイと診断できることが見込まれる。
- エ 上記アからウのいずれにも該当しない。

〈現時点での病状（改善の見込み）についての意見〉

- 2において病気とは認められない旨の診断を行った場合には、記載不要である。
- (1)又は(2)の項目で、該当するいずれかのカタカナを丸で囲む。
- (1)のア、ウ又はエの場合は、原因を括弧内に記載する。括弧内に書き切れない場合は、別紙とし添付して差し支えない。
- (1)のエ又は(2)のイの場合、括弧内の年数を記載する。なお、公安委員会は、基本的に括弧内の期間経過後に病状を確認することとなる。
- (1)のオ又は(2)のウの場合で6か月よりも短期間で診断できる見込みがある場合には、括弧内に当該期間（1か月～5か月）を記載する。
- 一度(1)のオ又は(2)のウの判断をした者について再度同じ判断をする場合には、2の総合所見欄に、前回の見込みが異なった理由（環境要因の変化等）を具体的に記載する（この記載がない場合又は合理的な理由が示されていない場合には、(1)のカ又は(2)のエの意見として扱うこととなる可能性がある。）。

4 その他特記すべき事項

- 施行した検査等、参考となる事項を記載する。

専門医・主治医として以上のとおり診断します。
病院又は診療所の名称・所在地
担当診療科名
担当医師名

年 月 日

- 「専門医」とは、公安委員会の指定する専門医との意であり、通常の診断書では「主治医」のみを○で囲む。

作成される医師の方へのお願い

- ・ 最終的な運転の可否判断は公安委員会が行いますので、医学的観点から診断し記載してください。
- ・ 診断書様式は、愛媛県警察ホームページ上「運転免許に関する各種ご案内」にも掲載していますので、そちらを使用し、パソコンで作成していただいても大丈夫です。
- ・ 診断書のことをご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。
愛媛県警察本部 運転免許課 安全運転支援係（適性検査担当）
Tel：089-934-0110（県警代表番号）